

全国霊感商法対策弁護士連絡会

| | | |
|-------|-----|---------|
| 代表世話人 | 弁護士 | 伊 藤 和 夫 |
| 代表世話人 | 弁護士 | 平 岩 敬 一 |
| 代表世話人 | 弁護士 | 廣 谷 陸 男 |
| 代表世話人 | 弁護士 | 馬 淵 謙 一 |
| 代表世話人 | 弁護士 | 芦 田 稔 一 |

(連絡先) 新宿区新宿一-1-7 コスモ新宿御苑ビル五階

東京共同法律事務所 TEL 〇三-三三三三-1131

FAX 〇三-三三三五-1044

右連絡会事務局長 弁護士 山 口 広

一九九八年四月三日

〈申入の趣旨〉

一 当連絡会は、いわゆる霊感商法による被害者の救済と被害の根絶のために一九八七年五月に全国の約三〇〇名の弁護士によって結成された連絡会です。

当連絡会は、右霊感商法を組織的に推進して資金源としている世界基督教統一神霊協会(以下「統一教会」)の創始者であり、信者が「真(まこと)のメシア」として絶対視している文鮮明が、本年六月に日本に入国するための工作を日本人幹部を通してさせているとの情報を得ました。当連絡会は、同人の入国を後記理由により許可するべきではないと考えますので申し入れます。

二 また、文鮮明は、統一教会グループの財政的な危機を乗り切らせるために、これまで以上に高額の献金を文鮮明に提供させようとのねらいで、韓国人信者を日本各地に滞在させています。彼らは文鮮明の指示で全国各地の地域や地区の責任者として配置され、日本人信者に厳しい資金集めを指示しています。その実態は、信者に対し、霊界での恐怖をおおって強いて全財産を統一教会に提供させようとするもので、宗教活動としての許容範囲を逸脱した違法なものであると考えられ

ます。
よって、このような韓国人信者の入国及び在留期間延長の許可についても厳重な調査の上、安易に許可をなさないよう申し入れます。

千代田区霞ヶ関一―一―
法務省
法務大臣 下福葉 幹 吉 殿

千代田区霞ヶ関二―二―
外務省
外務大臣 小 淵 憲 三 殿

千代田区霞ヶ関三―二―
文部省
文部大臣 町 村 信 孝 殿

千代田区霞ヶ関一―一―
法務省入国管理局（入国在留課）
局 長
殿

千代田区霞ヶ関二―二―
外務省大臣官房領事移住部外国人課
課 長
殿

千代田区霞ヶ関三―二―
文化庁宗務課
課 長
殿

（文鮮明の入国に反対する理由）

一 文鮮明は、アメリカで脱税のため実刑判決をうけ、一九八四年七月二〇日から約一年ダンベリー刑務所に入獄していた。

二 統一教会は、献金強要事件で再三その法的責任を認める判決を受けている（福岡事件では平成九年九月一八日最高裁判所判決。その他、平成八年一二月三日高松、平成九年四月一六日奈良、平成九年一〇月二四日東京の各地方裁判所の判決）。また、同旨の仮差押決定は全国各地において約二〇件に及ぶ。

更に、霊感商法や献金強要、借金名目の金銭領得等のため現在合計三五件（原告数合計三四二名）の裁判が係属中であり、その社会的責任は重大である。文鮮明はその責任者である。

三 一九九二年、一九九五年、一九九七年に行なわれた文鮮明夫婦が司祭となる合同結婚式は、いずれも社会問題になった。文鮮明は更に一九九八年六月一二日も世界各地で合同結婚式をやると宣言している。そのメイン会場を東京にして、文鮮明夫婦がその司祭として臨席することを目論んでいる。統一教会は現に都内の会場を探している。

この合同結婚式に参加した信者の相手異性との入籍については、平成八年四月

五

二五日の最高裁判所判決を含めて合計約四〇件余りの婚姻無効判決、審判が確定している。このような事態は、公正証書原本不実記載罪等の犯罪を組織的に指示しているとも言えるものでその反社会性は重大である。

六

四 文鮮明は、約六〇名の韓国人を日本各地の地域長、地区長、教会長、あるいは「國家メシア」などとして日本に入国させて滞在させている。彼らは日本人信者に対して厳しい献金指示を各地で行なっている。その節目が六月一二日の文鮮明の入国であり、それまでに日本人信者に対し合計四〇〇億円を献金するよう指示されて、信者らが奔走させられている。

五 世界平和（統一）家庭連合、世界平和女性連合、真（まこと）の家庭推進委員会、韓日人協会、天地正教等様々な統一教会のダミー団体名で合同結婚式参加者募算のための街頭署名、戸別訪問での署名等が全国で推進されている。この新たな社会問題を指示しているのも文鮮明である。

六 文鮮明が過去に入国した際の実情は次の如きものであった。

一 一九七八年の入国の際には、来日の目的外活動である合同結婚式を日本国内で突然強行するなどしたため、その後の入国を認められなかった。

2 一九九二年三月末の入国については、金丸信代護士(当時)等の政治的任力により「北京アジアの平和を考える国会議員の会」との意見交換の名目で入国が認められたとされている。ところが、韓国統一教会が発行している機関誌「史報」によると、三月二十五日に入国して四月一日に離日した文鮮明の行動実態は次のとおりであった。

三月二十六日 信者の歓迎会出席

三月二十七日 本部教会で一〇〇〇人の信者、四〇〇人の職員らへ講義、三〇

〇名のアジア平和女性連合の幹部(タミー団体の信者)に講義

三月二十八日 名古屋で信者に講義

三月二十九日 大坂の宝塚修練所で一〇〇〇人の信者に講義

三月三十日 統一教会の傘下企業である [REDACTED] を視察し、議員との

夕食会に「参列」

三月三十一日 統一教会の事業部的存在である株式会社ハッピーワールドを視察し、中首根、金丸各議員と順次会談。統一教会傘下の新聞社である世界日報を視察

七

このような在日中の行動を見れば、国会議員との会議出席は入国の口実にすぎず、日本の統一教会組織のひきしめ、たて直しを目的とした入国であったと認められる。

八

今回の入国は統一教会が公言している合同結婚式の日程にあわせたものであり、より一層の社会的混乱をもたらすことが必至である。

七 イギリスやドイツ等においても、統一教会の反社会的活動の実態にかんがみて、一九九七年に入国を認めなかったと報道されている。

以上